



仕 様 書

件 名 無停電電源装置等の定期保守点検作業

1. 件名

無停電電源装置等の定期保守点検作業

2. 概要

日本原子力研究開発機構(以下「機構」という)核燃料サイクル工学研究所(以下「研究所」という)再処理施設の管理区域、非管理区域に設置されている無停電電源装置、直流電源装置について、機能を維持するために、保守点検を実施するものである。

3. 契約範囲内

- (1) 本仕様書7項に従い実施する保守点検作業・・・・・・・・・・一式
- (2) 報告書等の作成及び提出・・・・・・・・・・一式

4. 契約範囲外

3項の契約範囲内に記載のなきもの。

5. 支給物件・貸与物件

5.1 支給物件

以下の物品等を保守点検時に無償で支給する。

- (1) 現地保守点検作業で使用する電力
- (2) 現地保守点検作業で使用する水道水
- (3) その他、相互の協議により決定したもの。

5.2 貸与物件

以下の物品を保守点検時に無償で貸与する。

受注者は、貸与期間中適切な管理を行い、受注者の責任による損傷及び滅失を生じた場合は、これらを弁償するものとする。

- (1) 管理区域内作業着等(作業着、帽子、靴下、作業靴等)
- (2) 放射線管理物品(サーベイメータ、個人線量計)
- (3) 呼吸保護具(半面マスク、全面マスク等)
- (4) 本保守点検の遂行に必要な機構の規程、研究所規則、TRP部規則・基準類

6. 一般仕様

6.1 納期

令和8年2月27日

6.2 納入場所

茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 33

日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所

再処理施設内指定場所

6.3 保証

- (1) 受注者は、本仕様書に基づいて、保守点検したものが、本仕様書の諸条件を完全に満たすものであることを保証するものとする。
- (2) 保証期間中に明らかに受注者による原因で本仕様書の諸条件を満足しなくなった場合には、受注者はその条件を満たす為、無償にて必要な手直し、又は修理等を直ちに行うものとする。
- (3) 本作業における資材搬入時、又は現地作業において機構の設備等に損傷を与えた場合、受注者は、無償にて直ちに手直し又は、修理を行う。
- (4) 保証期間は、検収後 1 年とする。ただし、是正後の保証については、別途協議の上決定する。

6.4 検収場所、検収条件及び検査員、監督員

- (1) 茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 4 9
日本原子力研究開発機構 旧本部事務所(北側フロア 1 階)
- (2) 7 項に示す作業終了後、指定した提出図書の完納をもって検収とする。
- (3) 検査員
一般検査 管財担当課長
監督員
TRP 廃止措置技術開発部 施設運転課

6.5 提出図書

6.5.1 確認の必要な事項

受注者は、次に示す事項について事前に機構の確認を受けるものとする。

- (1) 仕様書で要確認と認めた事項
- (2) 仕様書に明記されていないが重要と思われる事項
- (3) 仕様書より逸脱する事項

6.5.2 提出図書

別表-1「提出図書一覧」参照

6.5.3 提出図書に関する注意事項

- (1) 別表-1 の「確認」欄の図書は機構の確認を要するものである。

(2)表紙に契約件名、提出日、受注者名を記述し、提出すること。

6.5.4 提出様式

(1)用紙は、原則としてA4版、図面はA系列とする。

(2)様式、内容、その他不明確な記述等はその都度機構に確認し、その指示に従うものとする。

6.6 適用法令、規格、技術基準等

本件に適用される法令、規格、技術基準は以下の通りとし、最新版を適用すること。この他に工作基準等、メーカーの社内基準を用いる場合は適用範囲を明示の上、機構に提出し確認を得るものとする。

(1)労働安全衛生法

(2)労働基準法

(3)電気事業法

(4)再処理施設保安規定

(5)グリーン購入法

(6)日本産業規格「JIS」

(7)日本電気工業会規格「JEM」

(8)電気設備技術基準

(9)電池工業会規格「SBA」

(10)原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則

(11)その他機構規程、研究所規則、諸基準及びTRP部内で制定した規則等

6.7 機密の保持

受注者は、本作業実施のため機構より提出された資料等すべての情報を機密扱いとし、その保持に努めること。

詳細は、別紙-1に示す「機微情報の管理について」によるものとする。

6.8 安全管理

6.8.1 作業の安全管理

(1)一般安全

①受注者は、機構の定めた「共通安全作業基準 IV. 請負作業の安全確保に係る基準」(令和元年12月1日版、以下同じ)に従い、作業の安全管理を行うこと。

②受注者は、受注後の安全管理上の手続きを確実にを行うとともに、下請負者への周知を行うこと。

③本作業を行うにあたって、受注者は火災、盗難、人的災害等、安全衛生及び災害防止

に関して万全を期すること。

- ④労働基準法、労働安全衛生法に関する規則、基準等を遵守するため、受注者は設備、装備、管理方法等をよく検討し、十分な作業計画を立てること。
- ⑤法で定める規則、基準を満足することはもとより、受注者は更に進んで設備、装備管理の各方面にわたり労力、経費を惜しまず、災害防止に努力すること。
- ⑥受注者は本作業を行うにあたり、機構の「核燃料物質使用施設立入制限区域出入管理マニュアル」、「再処理施設出入管理マニュアル」及び「再処理施設安全作業基準」等の各種規定、基準を遵守すること。
- ⑦受注者は、本作業を行うにあたり「安全管理計画書」を提出し、機構の確認を得なければならない。
- ⑧受注者は、作業を行うにあたり「作業計画書」、「安全衛生チェックリスト」及び「リスクアセスメントの実施結果」を提出する。

(2)安全上の責任

本作業に伴い一般安全上の責任は、全て受注者が負うものとする。

(3)作業者の選任

- ①受注者は、本作業に係る総括責任者を選任し、その氏名を「作業等安全組織・責任者届」に記入の上、機構に申し出ること。
- ②受注者は、機構で定める「作業責任者等認定制度の運用要領」に基づき教育を受講すること。受講する場合は、「現場責任者等教育(請負側)受講申請書」を提出すること。但し、すでに受講し、認定を受け、且つ有効期間内に有る場合は除く。
- ③受注者は、認定教育受講後、「作業責任者認定申請書」を提出し、機構の認定を受けること。
- ④受注者は、認定者のなかから現場責任者及び現場分任責任者を選任し、作業期間中は現場に常駐させること。
- ⑤受注者は、作業員名を「作業員名簿」に記入の上、機構に提出すること。
- ⑥受注者は、作業員の次の役割を遵守するとともに作業経験者から作業員を選出する。

〔現場責任者〕

現場での作業の監督及び指示を行う。なお、現場を離れる場合は代理者を指名し、連絡先を明確にすること。

〔現場分任責任者〕

現場での作業の監督及び指示を行う。なお、現場を離れる場合は代理者を指名し、連絡先を明確にすること。

〔主作業者〕

主作業区域での作業を主に行う。作業経験者又は作業内容に精通している者が行う。

〔補助者〕

主作業者の補助として主作業区域外で作業記録などを行う。

(4) 安全衛生設備及び装備

- ① 通路、標識、保護具等の安全設備の質、数量、配置は、法で定める規則・基準等を十分満足するものであること。
- ② 作業開始前に必ず安全設備、装備及び道具、工具類の点検を十分行うこと。

(5) 安全衛生管理

- ① 本作業では、一般安全について十分注意すること。
- ② 現場責任者は、本作業期間中に機構との十分な連絡を行うとともに、作業員に対し作業内容、作業手順及び役割分担を確認、把握させること。
- ③ 受注者は、機構が安全確保のために行う指示に従うこと。
- ④ 現場責任者は、作業者の健康状態を適時確認すること。

6.8.2 放射線管理

(1) 一般事項

- ① 受注者は、機構の定めた「再処理施設における放射線作業の基本動作要領」（令和6年11月1日版、以下同じ）に従い、放射線管理を行うこと。
- ② 受注者は、「再処理施設における放射線作業の基本動作要領」の内容を十分理解し、引合時の内容検討、受注後の安全管理上の手続きを確実にを行うとともに、下請負業者への周知を行うこと。
- ③ 受注者は、再処理施設内管理区域における作業に従事する場合は、「再処理施設保安規定」及び「放射線管理基準（TRP廃止措置技術開発部）」等の各種規定、基準を遵守すること。
- ④ 受注者は、上記③項に示す規定及び基準等を遵守するために設備、装備及び方法を検討し、十分な計画を立てなければならない。
- ⑤ 受注者は、法で定める規則、基準を満足させることはもちろんのこと、自ら進んで設備、装備の各方面にわたり、放射線障害防止に努めること。
- ⑥ 受注者は、現場責任者及び作業者の健康診断について、受注者の責任において実施すること。受診後は、「健康診断結果の記録(写し)」を提出すること。機構は、「健康診断結果の記録(写し)」について、放射線障害防止法に基づく利用目的以外に使用しない。また、記録保管については、適正に管理する。

(2) 放射線安全管理上の責任

- ① 本作業に於ける放射線安全管理上の責任は、全て受注者が負うものとする。
- ② 放射線安全管理上の実務は、原則として受注者自ら実施すること。
- ③ 受注者は作業者を放射線業務従事者に指定するにあたっては予め核燃料物質を取扱う業務に係る特別教育を受講すること。

(3) 放射線安全管理

- ①現場責任者及び作業者は、機構が放射線安全確保のために行う指示に従うこと。
- ②現場責任者及び作業者は、機構が提示する放射線安全管理を的確に行うこと。

(4) 管理区域の立入区分

- ①現場責任者及び作業者は、「放射線業務従事者」とする。
- ②現場責任者及び作業者は、現地作業開始前に研究所の実施するホールボディカウンタを受け終了時に退所ホールボディカウンタを受けること。

(5) 重複指定の禁止

本作業に従事する現場責任者及び作業者は、本作業に於ける放射線業務従事者指定期間中に機構内の他施設あるいは、他原子力施設において放射線業務従事者の指定を受けることを禁止する。

(6) 作業者に対する確認事項

受注者は、本作業に従事する全ての現場責任者及び作業者に対して、以下の事項について確認すること。

- ①核燃料物質を取扱う業務に係る特別教育、「放射線業務従事者」の指定を受けていること。
- ②現場責任者及び作業者の被ばく歴が、「放射線管理基準（再処理廃止措置技術開発センター）」に定められている線量限度を越えていないこと。
- ③本作業を実施するにあたり知見・技術力を有していること。

(7) 汚染防止

- ①受注者は本作業を行うに当たって、作業方法、設備状況を十分に検討するとともに、慎重に作業を行い汚染事故防止に万全を期すること。
- ②受注者は、作業前中後に身体及び工具等のサーベイを適宜行い、汚染の有無を常に把握するとともに汚染の拡大を防止すること。
- ③特に作業エリアについて作業前中後に線量率及び表面密度の確認を適宜行い、異常のない事を確認する。

(8) 物品の移動及び管理

- ①受注者は、管理区域内には必要以上の物品を持ち込まないこと。また、物品を持ち込む場合は、所定の手続きを行うこと。
- ②受注者は、管理区域内にて、物品を移動する場合、当該物品の汚染が無いことを確認した後、移動すること。
- ③受注者は、管理区域より物品を搬出する場合、所定の様式に予め機構の許可を受け、当該物品の汚染が無いことを確認した後、搬出すること。
- ④受注者は、管理区域内における資材、物品の整理整頓に努めること。また、保管は、所定の場所とし、保管中の表示を行うこと。

⑤受注者は、作業時に必要な使用機材について、「工事業者機材等の管理区域搬入・搬出申請書」を作成し、提出すること。

⑥現場責任者は、現場作業においては、使用機材チェックリストにより作業時に必要な物品の確認及び防護具の安全確認を行う。

6.9 緊急時の対応及び異常時の措置

(1)受注者は、非常事態が発生した場合、「事故対策手順」、「再処理施設における放射線作業の基本動作要領」に従い処置すること。

(2)受注者は、以下を原則として対処すること。

①天災、火災、事故等の非常事態が発生した場合、現場責任者は作業員に作業を中断させる等の指示を与え、人命尊重を第一とし、次に汚染拡大及び二次災害の防止を図ること。

②非常事態が発生(発見)又はその恐れが生じた場合は、応急処置をとるとともに、作業担当課に迅速に通報すること。

③火災が発生した時、又は救急車を要請する時は、ひたちなか・東海広域事務組合消防本部(119)、研究所通報連絡者(研究所非常用電話:内線 9999、外線 029-282-1133-9999)及び作業担当課に連絡すること。

④人身事故の場合、その連絡先及び措置結果を作業担当課に連絡すること。また、受注者はその応急措置について事後速やかに文書をもって作業担当課に報告すること。

6.10 協議

本仕様書に記載されている事項及び記載なき事項について疑義が生じた場合には、機構と協議の上、その決定に従うものとする。決定事項は、議事録にて記録し、相互に確認及び保管管理する。また、提出図書に反映できる決定事項は、提出図書に反映すること。

6.11 受注者の責任と義務

6.11.1 受注者の責任

(1)受注者は、本契約において機構が要求するすべての事項の責任を負い、本仕様書の要求に合致した完全なものを、納期までに機構に引き渡すものとする。

(2)受注者は、本仕様書を検討し、誤り欠陥等を発見したならば、直ちに機構に申し出る責任を有するものとする。

(3)機構が設計変更及び施工等について受注者に要求又は提案した事項に受注者が同意した場合は、それによって生ずる一切の責任は受注者が負うものとする。

(4)受注者が下請業者を使用する場合は、事前に機構の確認を受けること。受注者が使用する下請業者(材料等の購入先、役務の提供先を含む)が負うべき責任といえども、その責任はすべて受注者が負うものとする。

- (5) 受注者は、国内法令及び機構規程等に従うこと。これに従わないことにより生じた作業員の損害の責任はすべて受注者が負うものとする
- (6) 受注者が機構に確認を申請した事項について、機構の確認後といえども受注者が負うべき責任は免れないものとする。

6.11.2 受注者の義務

- (1) 受注者は、機構及び原子力規制庁が監査のために受注者並びにその下請業者等の工場に立入ることを要請した場合は、これに応じる義務を有する。
- (2) 本保守点検における資材搬入時、又は保守点検において機構の設備等に損傷を与えた場合、受注者は、無償にて速やかに補修、もしくは交換を行うものとする。
- (3) 受注者は、労働災害防止等に関する法律に規定する元方事業主になり、安全管理に必要な法令等を遵守し、労働災害の防止に努めること。
- (4) 受注者は、機構が行う許認可業務を支援すること。
- (5) 受注者は、作業員の安全を維持するために労働安全衛生法及び機構規程等並びに安全の確保のために行う機構担当者の指示に従わなければならない。
- (6) 受注者は、購買品（役務）の維持（設備の維持）又は運用（運転）に必要な技術情報を提供すること。
 - ① 役務の遂行又は終了後に、供給者が新たに発見又は取得した役務に関する運営上の注意事項や知見。
 - ② 役務の要領、手順等がない方法により不適合が発生した場合又は発生の可能性がある場合の予防処置のために必要な知見・情報。
 - ③ 役務の方法を見直す際に必要となる組織が知り得ていない役務に関する知見・情報。
 - ④ 組織にて必要な技術検討・調査を行うに当たり、組織だけで評価・検討が困難である場合に必要となる知識・情報。
- (7) 受注者は、本件に係る作業員に対して以下の教育を実施しなければならない。

教育名	実施者	機構による内容確認	備考
「電離放射線障害防止規則」（昭和四十七年労働省令第52条の6に基づく特別教育	受注者	受注者は、教育記録（科目、時間）を作業担当課に提出し、「核燃料物質等取扱業務特別教育規程」（平成十二年一月二十日労働省告示第一号）を満たしていることの確認を受ける	管理区域がある場合のみ
施設別課程教育	受注者※	受注者は、教育記録（科目、時間）を作業担当課に提出し、「教育訓練の時間数を定める告示（平成三年科学技術庁告示第十号）」を満たしていることの確認を受ける	同上
「作業責任者認定制度の運用要領」に基づく認定教育に基づく認定教育（現場責任者、現場分任責任者）	機構	なし	忘れずに認定手続きを行う
その他機構が指定する教育	受注者 又は 機構	受注者が実施した教育については、教育記録（科目、時間）を作業担当課に提出し、その教育について定めた規定、基準類を満たしていることの確認を受ける	

※：機構で実施する施設別課程教育に参加してもよく、その場合、機構による内容確認は適用されない。

(8) 本仕様書の要求事項への適合状況を記録した文書を提出すること。

6.12 品質保証

- (1) 受注者は、本件に係わる品質管理プロセスを含めて記述した品質保証計画書又は品質マニュアル（以下「品質保証計画書等」という）を提出し、確認を得る。
- (2) 品質保証計画書等は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則又は JIS Q9001：2015 の要求を満たすものであること。
- (3) 受注者（受注者が使用する下請業者を含む）は、機構からの要求があった場合には、立入調査及び監査に応じるものとする。

6.13 不適合の報告及び処理

受注者は、保守点検等の過程や検査・試験等において発生した不適合について、その内容及び処理案等を速やかに報告書にて報告すること。この処理案については、機構の確認を受け、処理後にその結果を報告すること。

また、発生した不適合の種類、原因及び影響の度合いによっては、上記の処理案に再発防止策を含めること。

なお、かかる経費は受注者が負うものとする。

6.14 下請け業者の管理

- (1) 受注者は、保守点検に使用する主要な下請業者のリストを機構に提出すること。
- (2) 受注者は、下請業者の選定にあたっては、技術的能力、品質管理能力について、本件を実施するために十分かどうかという観点で、評価・選定しなければならない。JIS 規格品については、国又は登録認証機関による「JIS マーク表示制度」に基づく「指定商品」「指定加工技術」の認証工場において製作したものをを用いるものとする。
- (3) 受注者は、機構の認めた下請業者を変更する場合には、機構の確認を得るものとする。
- (4) 受注者はすべての下請業者に契約要求事項、設計図書を十分周知徹底させること。又、下請業者の作業内容を完全に把握し、品質管理、工程管理はもちろんのこと、あらゆる点において下請業者を使用した故に生ずる不適合を防止すること。万一、不適合が生じた場合は、6.13「不適合の報告及び処理」に従うものとする。

6.15 グリーン購入法の推進

- (1) 本作業において、グリーン購入法が適用される物品の調達を行う場合は同法の適合品を採用すること。

(2) 本仕様書に定める提出図書に用いる用紙は、グリーン購入法に該当するため、その基準を満たしたものであること。

6.16 情報管理（電子データ流出防止）

(1) 受注者は、核物質防護情報に係わる管理情報を取扱う場合は、当該情報及び当該情報が含まれる冊子等に「取扱注意」と明記すること。

(2) 受注者は、管理情報及び管理情報が入っているパソコン並びに電子媒体等、受注者の居室等から持ち出さないこと。

(3) 受注者は、管理状況などについて、機構からの必要な助言及び指導に従うこと。

(4) 機構が提示するデータ等の管理を確実に行うこと。

(5) 電子データの流出防止として、データを管理するパソコンにはウィニー等のインストールをしないこと。

6.17 安全文化の育成に係る活動

受注者は、健全な安全文化を育成し、維持するための活動に適時取り組み、本仕様書に基づく作業が安全に行われるようにすること。

7. 技術仕様

7.1 一般要求事項

(1) 本作業については、安全且つ円滑に作業が行えるよう適正な作業要領書を作成し、機構の確認を得ること。

(2) 受注者は、本仕様書に係る作業を遺漏なく行うために、作業に必要な知識、技能を有した作業員が行う仕組みを有していなければならない。また、現場責任者又は作業員については、1名以上蓄電池整備士資格を有していること。

(3) 本作業にあたっては、綿密な計画による工程表に従って円滑な進捗を図ること。また、作業は工程毎に機構と打合せを行い、その確認を得た後着手すること。

(4) 本作業にあたっては、以下のことを遵守すること。

① 作業開始を機構に申し出て確認を受けた後、作業に取りかかること。

② 装置が正常であることを確認後、その日の作業終了の確認（作業日報、報告等による）を受けること。

(5) 作業期間中は、作業環境の整理整頓に心掛けること。

(6) 本作業の実施に際しては、作業要領書等に示す指揮命令系統に従って作業を行うこと。

(7) 技術仕様の詳細及び不明な点については、機構と打合せを行うこと。

(8) 受注者は、本作業において、別表-2 に示す届出及び申請書等を提出すること。

7.2 技術的要求事項

無停電電源装置 14 基、直流電源装置 14 基について以下に示す保守点検及び蓄電池の容量試験を実施する。なお、点検項目、点検方法及び良否の判定は、原則として装置の製作メーカーの規格に従うものとする。

7.2.1 点検対象設備

点検対象設備一覧（無停電電源装置）別表-3 参照

点検対象設備一覧（直流電源装置）別表-4 参照

7.2.2 保守点検作業

(1) 充電装置（整流器）

- ① 運転状態確認（入出力電圧測定、出力電流測定、負荷電圧測定）
- ② 部品状態の確認（異音、過熱、損傷、緩み、腐食、発錆等異常の有無）
- ③ 出力電圧、電流特性測定及び設定値の調整
- ④ 自動均等充電回路の作動確認
- ⑤ 負荷電圧補償装置の動作確認
- ⑥ 充電装置の出力波形測定
- ⑦ 各種警報、保護装置の作動試験
- ⑧ 絶縁抵抗測定
- ⑨ 起動用コンデンサーの容量測定
- ⑩ 清掃・端子部の緩み等の点検

(2) 蓄電池

- ① 設置環境確認（温度、換気、埃他）
- ② 蓄電池収納部の確認（塗装の劣化状況等）
- ③ 蓄電池の外観確認（電槽、端子、触媒栓、液口栓パッキン、減液警報電極等）
- ④ 蓄電池の内部確認（極板、セパレータ、スパーサ、活物質、電解液面位等）
- ⑤ 浮動受電時の特性確認（総電圧、単電池電圧、電解液比重、電解液温度）
- ⑥ 清掃・端子部の緩み等の点検

(3) インバータ装置

- ① 運転状態の確認（入出力電圧、電流、周波数測定、表示類の確認）
- ② 部品状態の確認（異音、過熱、損傷、緩み、腐食、発錆等異常の有無）
- ③ 出力電圧、電流波形の測定及び設定値の調整
- ④ 給電切替動作試験（切替時の出力電圧、電流波形測定含む）
- ⑤ ターンオフタイムの確認
- ⑥ サイリスタゲート信号測定
- ⑦ 各種警報、保護装置の作動試験
- ⑧ 絶縁抵抗測定
- ⑨ 清掃・端子部の緩み等の点検

(4) 指示計器類の校正

充電装置、インバータ装置の盤面計器について校正を実施する。

校正に使用する基準器は適切な精度及び測定レンジを有するものであること。また、トレーサビリティチャート、校正証明書、校正成績書を提出すること。校正証明書、校正成績書については、国家標準まで繋がる全ての校正記録を提出すること。但し、jcss等の認証を得ている場合に限り、上位基準器の記録は不要とする。

(5) 主要な半導体素子についての劣化診断

主要な半導体素子について点検の結果をもとに劣化の進捗状況の考察を行うこと。

(6) 非常灯及び誘導灯の点灯試験（直流電源装置のみ実施）

7.2.3 簡易容量試験の実施

無停電電源装置及び直流電源装置の蓄電池について、簡易容量試験を行い蓄電池の健全性の確認を行う。なお、点検対象については、別表-3 及び別表-4 参照。

また、測定方法は原則として装置の製作メーカーの規格に従うものとし、測定個数については、各施設のセル数の10%以上とする。

7.2.4 棒状温度計及び比重計の校正

(1) 棒状温度計の校正

機構が所有する棒状温度計（2本／目盛り：-20℃～105℃）を校正すること。校正点は、下記のとおり。

目盛り	-20～105℃		
校正点			
①	②	③	④
-20℃	0℃	50℃	100℃

(2) 比重計の校正

機構が所有する比重計（2本／1.170～1.230：1本、1.200～1.260：1本）を校正すること。校正点は、下記のとおり。

目盛り	1.170～1.230	
校正点		
①	②	③
1.170	1.200	1.230

目盛り	1.200～1.260	
校正点		
①	②	③
1.200	1.230	1.260

(3) 記録

1) 検査成績書

当該棒状温度計及び比重計の検査成績書を提出すること。

2) トレーサビリティ体系図・証明書

当該棒状温度計及び比重計から国際計量標準又は国家計量標準に至る経路を明

確（証明）にすること。また、体系図上の機器類については、名称等を明確にすること。

3) 標準器検査成績書

当該棒状温度計及び比重計を校正するために使用した全ての標準器（照合用標準器、2次標準器、使用標準器）の成績書の写しを提出すること（国際計量標準又は国家計量標準までの成績書全ての写し）。

7.2.5 その他付帯する全ての作業

上記作業を実施するために必要な全ての作業を実施すること。

7.3 作業期間

現場作業の実施期間の詳細については別途協議の上決定する。

提出図書一覧

提出書類	様式	提出部数※	提出期限	確認	備考
工程表	受注者	2部	作業開始2週間前	要	
点検整備要領者	受注者	2部	作業開始2週間前	要	
安全管理計画書 (作業員名簿、現場責任者、蓄電池整備士の証明書の写し含む)	受注者	2部	作業開始2週間前	要	
品質保証計画書	受注者	2部	作業開始2週間前	要	
打合議事録及び電話連絡確認書	受注者	2部	打合せ後速やかに	要	必要な都度
機微情報取扱規程 (機微情報の管理について参照)	受注者	2部	作業開始2週間前	要	
作業日報	受注者	1部	作業日翌出勤日		
点検整備報告書	受注者	2部	作業終了後速やかに	要	
使用基準器のトレーサビリティ体系図、校正証明書、校正成績書	受注者	2部	作業開始2週間前	要	
情報管理についての報告書	受注者	1部	作業終了後速やかに		必要な都度(6.11.2に基づく)

※：提出部数2部のものは、1部は受注者返却用とする。

届出・申請書等一覧

提出書類	様式	提出 部数 ^{※2}	提出期限	備考
下請業者の届出について(使用する場合)	機構	1部	作業開始2週間前	
出入管理上必要な書類	機構	1部	作業開始2週間前	
作業計画書	機構	必要数	作業開始2週間前	
作業等安全組織・責任者届	機構	必要数	作業開始2週間前	
安全衛生チェックリスト	機構	必要数	作業開始2週間前	
リスクアセスメントの実施結果	機構	必要数	作業開始2週間前	
現場責任者等教育(請負側)受講申請書	機構	必要数	作業開始前	必要な都度
作業責任者等追教育受講申請書	機構	必要数	作業開始2週間前	必要な都度
放射線従事者指定申請書	機構	1部	WBC測定2日前までに データを入力	
放射線従事者解除申請書	機構	1部	解除日前日	
健康診断結果(写し) ^{※1}	受注者	1部	作業開始2週間前	
特別教育終了書	受注者	1部	作業開始2週間前	

※1：健康診断結果(写し)とは、問診及び検査又は検診記録(電離則様式第一号参照)

なお、機構は、健康診断結果の写しについて、放射線障害防止法に基づく利用目的以外に使用しない。また、記録の管理については適正に管理する。

※2：1部提出後、変更等が生じた場合に都度提出する。

点検対象設備一覧（無停電電源装置）

No.	設置場所	部屋番号	仕様		制作 メーカー	保守点検 (7.2.2(1) ～(5))	簡易 容量測定 (7.2.3)
1	ウラン 脱硝施設	W121	充電器	SGF3-135-120MC	GS エアサ	○	—
			インバータ	IRG1-103/100-10CSFN			
			蓄電池	AHH-80S-86			
2	高放射性 廃液貯蔵場	W461	充電器	SGR3-135-50MC		○	—
			インバータ	IRG1-103/100-3CSFN			
			蓄電池	AHH-30S-86			
3	廃溶媒処理 技術開発施設	G310	充電器	SGR3-140-75CA		○	—
			インバータ	IRG1-106/100-5CSFN			
			蓄電池	AHH-80S-88			
4	第二アスファルト 固化体 貯蔵施設	G210	充電器	SGR3-135-40MC		○	—
			インバータ	ITG1-106/105-3CSFN			
			蓄電池	AHH-30SE-88			
5	プルトニウム転換 技術開発施設	W001	充電器	SGF3-135-200MC		○	—
			インバータ	IUG1-103/100-15CSFN			
			蓄電池	AHH-100S-86			
6	第三低放射性 廃液蒸発 処理施設	W103	充電器	GMSB-100-200V	○	—	
			インバータ	IS15-7.5T			
			蓄電池	AHH-300SE-8(QFW300-88)			
7	ユーティリティ施設 1号系	配電 盤室1	充電器	YS15-10ST	○	○	
			インバータ				
			蓄電池	AHH100E-86(QFG100E-86)			
8	ユーティリティ施設 2号系	配電 盤室2	充電器	YS15-10ST	○	○	
			インバータ				
			蓄電池	AHH-100E-86			
9	クリプトン回収 技術開発施設	W020	充電器	SGF1-140-55CA	○	○	
			インバータ	IRG1-106/100-3CSF			
			蓄電池	AHH30S-88			
10	分析所	W002	蓄電池	AHH-120S-90	富士 電機	—	○
11	低放射性濃縮 廃液貯蔵施設	G115	蓄電池	AHH-40S-282		—	○
12	第二高放射性 固体廃棄物 貯蔵施設	G063	蓄電池	AHH-20SE-86		—	○
13	ガラス固化技術 開発施設	W363	蓄電池	AHH-300S-212	明電舎	—	○
14	焼却施設	W406	蓄電池	AHH-80S-86		—	○

※部屋番号の下線は、管理区域を示す。

点検対象設備一覧（直流電源装置）

No.	設置場所	部屋番号	仕様		製作 メーカー	保守点検 (7.2.2(1) ～(5))	簡易 容量測定 (7.2.3)
1	分析所	<u>G010</u>	充電器	SGB3-125-50MC	GS エアサ	○	—
			蓄電池	HS-200E-54			
2	管理事務棟	機械室	充電器	SGB3-125-10MC		○	—
			蓄電池	HS-40E-6-54			
3	第二アスファルト 固化体 貯蔵施設	<u>G210</u>	充電器	SGR3-135-20MC		○	○
			蓄電池	AHH-30SE-88			
4	除染場	<u>A2212</u>	充電器	SGR3-140-10MC		○	—
			蓄電池	HS-80E-54			
5	第二低放射性 廃液蒸発 処理施設	<u>A-2</u>	充電器	SGB1-131-20MC		○	—
			インバータ	IUG1-104/105-1CSFN			
			蓄電池	AHH-20S-87			
6	ウラン 脱硝施設	W121	充電器	SGR3-135-40MC		○	○
			蓄電池	AHH-40S-86			
7	高放射性 廃液貯蔵場	W461	充電器	SGR3-135-40MC		○	—
			蓄電池	AHH-100S-88			
8	焼却施設	W406	充電器	SGR3-126-10CA	○	○	
			蓄電池	AHH-20SE-86			
9	廃溶媒処理 技術開発施設	<u>G310</u>	充電器	SGR3-140-30CA	○	—	
			蓄電池	AHH-50S-88			
10	アスファルト 固化体 貯蔵施設	<u>G313</u>	充電器	SGR3-135-30MC	○	—	
			蓄電池	AHH-80S-86			
11	第一低放射性 固体廃棄物 貯蔵場	W104	充電器	GMSB-100-15V	○	○	
			蓄電池	AHH-20S-86			
12	第二高放射性 固体廃棄物 貯蔵施設	W071	充電器	GMSC-100-40V	○	○	
			蓄電池	AHH30SE-86			
13	廃棄物処理場	<u>G281</u>	充電器	GTSB-100-10V	○	—	
			蓄電池	HS80-6E-54			
14	クリプトン回収 技術開発施設	W020	充電器	SGB ₃ -140-100CA	○	○	
			蓄電池	AHH100S			

※部屋番号の下線は、管理区域を示す。

機微情報の管理について

機構の機微情報（本契約において機構より貸与又は供用された情報及び当該情報により得られた成果）に関しては、以下の管理を行うこととする。

1. 機微情報の管理責任者を選定するとともに、機微情報取扱規程（以下「取扱規程」という）を策定し機構に提出する。ただし、すでに機微情報に関する規程を運用している場合、その規程と本仕様で要求するものと比較して同等以上と認められる場合は、本仕様でその策定を要求する取扱規程に代えることができるものとする。
2. 管理責任者は取扱規程により機微情報を適切に管理する。
3. 取扱規程には以下の内容を含むものとする。
 - (1) 施錠された保管庫への保管に関すること。
 - (2) 火災等事故時に講じる措置に関すること。
 - (3) 閲覧等に供用する場合の場所の限定。
 - (4) 機微情報にアクセスする作業員等の限定及び登録。
 - (5) 複写、撮影、録音の制限及び手続きに関すること。
 - (6) 貸し出しの制限及び手続きに関すること。
 - (7) 本契約によって派生した二次資料、成果物の取扱に関すること。
4. 機微情報を機構の同意なく本契約以外の目的に使用してはならない。
5. 機微情報を機構の同意なく第三者に開示してはならない。
6. 機微情報を公表又は他に利用する場合は、あらかじめ機構の同意を得なければならない。
7. 機微情報管理に関する主旨及び取扱規程を関係者に周知し徹底をする。
8. 機構は、機微情報に関する管理状況等を確認するため、必要に応じて検査を行えるものとする。

以上